

相模原市オリンピック・パラリンピック競技大会啓発用法被の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、市内の機運の醸成を図るため、オリンピック・パラリンピック啓発用法被(以下「法被」という。)を貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(法被の使用)

第2条 市内の営利を目的としない団体が市内で行う地域の行事等で、日本の伝統文化の振興又は地域の活性化に資すると認められる場合に限り、法被を使用するものとする。

(使用の申請)

第3条 法被を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、オリンピック・パラリンピック啓発用法被使用申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

(承認通知)

第4条 前条の規定による申請があったときは、市長は、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とした使用と認められるとき。
- (4) 次のアからエまでのいずれかに該当するとき。

ア 申請者が相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等であると認められるとき。

イ 申請者が神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。

ウ 申請者が県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

エ 申請者が条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるとき。

( 5 ) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。

( 6 ) 法被の適切な使用方法に従って使用されないおそれがあると認められるとき。

( 7 ) その他市長が使用について不適當と認めたとき。

2 前項の規定により使用を承認するときは、オリンピック・パラリンピック啓発用法被使用承認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(使用料)

第5条 法被の使用料は、無料とする。

(使用期間)

第6条 法被を使用することができる期間(以下「使用期間」という。)は、原則として、法被を使用する行事等の開催期間及びその前後の日とし、最長7日間とする。ただし、他の申請者と使用期間が重複しない場合で、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(使用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定による使用の承認(以下「使用承認」という。)を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

( 1 ) 使用承認を受けた目的及び場所以外で使用しないこと。

( 2 ) 使用期間を超えて使用しないこと。

( 3 ) オリンピック及びパラリンピックのイメージを損なう使用をしないこと。

( 4 ) 使用承認により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(使用承認の取消し)

第8条 使用者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかったときは、使用承認を取り消すとともに、当該使用者に対し、以後の使用を承認しないものとする。この場合において、使用者に損害が生じても、市長は、一切の責任を負わないものとする。

(原状復帰)

第9条 法被を破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復するものとする。

2 市長が法被の補修又はクリーニングを求めたときは、使用者は、これに従うものとする。

(使用者の責任)

第10条 法被の使用により、使用者又は第三者に生じた損害については、市長は、一切の責任を負わないものとする。

(事務主管課)

第11条 法被の使用の承認に係る事務は、オリンピック・パラリンピック推進課が行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、法被の使用の承認について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年9月30日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第3条に規定する申請、第4条に規定する承認及び第9条に規定する現状復帰(第8条の規定により承認を取り消された事案に係る原状復帰を含む。)に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。